# 落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。 令和元年8月6日

日本放送協会 経理局長 髙橋 正尚 (東京都渋谷区神南2-2-1)

#### [掲載順序]

①品目分類番号 ②調達件名及び数量 ③調達方法 ④契約方式 ⑤落札決定日 (随意契約の場合は契約日) ⑥落札者 (随意契約の場合は契約者) の氏名及び住所 ⑦落札価格 (随意契約の場合は契約価格) ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の場合はその理由 ⑩指名業者名 (指名競争入札の場合) ⑪落札方式

①24 ②微小パーティクル除去装置 1式 ③購入等 ④公開 ⑤1.5.30 ⑥株式会社カナメックス (神奈川県厚木市飯山3081-3) ⑦19,250,000円 ⑧31.3.25 ⑪総合評価

### 公示送達

池野大輔氏が本会から送達を受けるべき下記書 類は、本会が保管しており、申出があればいつで も交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手 続に関する規程第13条第3項の規定により、本会 がこの旨を本会掲示場に掲示した令和元年8月6 日の翌日から起算して14日を経過したときに下記 書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会2019年綱第20号異 議申出事案の決定通知及び決定書謄本

令和元年8月6日 日本弁護士連合会

#### 懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

訂

- 1 処分をした弁護士会 東京弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士

氏 名 平間 民郎 登録番号 32365

事務所 東京都港区白金1-17-2 白金タワーテラス棟408 ひらま総合法律事務所

- 3 処分の内容 業務停止2月
- 4 処分が効力を生じた年月日 令和元年7月22日

令和元年7月23日 日本弁護士連合会

### 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10 条第1項の規定により次の免許状は失効した。

令和元年8月6日 山形県教育委員会

1 失効した免許状

氏名 渡邉 成、本籍地 山形県 免許状の種類等、授与年月日、授与権者

- (1) 小学校教諭一種免許状 平26小一第191号、平成27年3月31日 宮城県教育委員会
- (2) 中学校教諭一種免許状(国語) 平26中一第412号、平成27年3月31日 宮城県教育委員会
- (3) 高等学校教諭一種免許状(国語) 平26高一第502号、平成27年3月31日 宮城県教育委員会
- 2 失効年月日 令和元年7月18日
- 3 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号該当

### 教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第11 条第1項の規定により、次の免許状の取上げ処分 を行った。

令和元年8月6日 静岡県教育委員会

- 1 免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
- (1) 中学校教諭一種免許状(社会)、山梨県教育委員会、静岡県、中村 圭佑
- (2) 高等学校教諭一種免許状(地理歷史)、山 梨県教育委員会、静岡県、中村 圭佑
- (3) 高等学校教諭一種免許状(公民)、山梨県 教育委員会、静岡県、中村 圭佑
- 2 取上げ処分の事由 教育職員免許法第11条第1項該当

#### 行旅死亡人

本籍・住所・氏名等不詳、おおよそ50歳代以上の男性と推定されるが、全身がほぼ屍蝋化しており、その他の特徴等は不明。身長164センチメートル。着衣は黒色長袖ニット、青色長袖エシャツ、白色半袖肌着、黒色パンツ、所持金品なし

上記の者は、令和元年6月13日午後2時50分頃、 青森県下北郡東通村大字尻労字坂ノ下45番地2所 在の民家から南東方向約150メートルの海面で発 見されたものです。

遺体は、当村が火葬に付し、遺骨は東通村大字砂子又字高舘27番地1の圓流寺に安置してありますので、心当たりの方は当村税務住民課まで申し出てください。

令和元年8月6日

青森県 東通村長 越膳 靖夫

# 行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳 (65歳くらい)、 男性、身長165cm、白髪長め、白色口髭、体格 中肉、着衣、灰色のスウエット上下、白色長袖 の肌着2枚、灰色パンツ、紺色靴下 上記の者は、平成31年3月下旬頃、杉並区高円 寺南3丁目45番2号辰美荘6号室にて死亡。身元 不明のため火葬し、遺骨を保管しています。

また、同室に身元不明の焼骨が1体あり保管しています。心当たりのある方は、当区杉並福祉事務所まで申し出てください。

令和元年8月6日

東京都

杉並区長 田中 良

## 農業協同組合法第73条第4項 で準用する法第64条の2の届 出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から5年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、2箇月以内に農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)第208条の2で定めるところにより、和歌山県に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から2箇月以内 に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に 関する登記がされないときは、当該農事組合法人 は、その期間の満了の時に解散したものとみなさ れる。

令和元年8月6日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

a a a

農事組合法人きびブロイラー組合

和歌山県有田郡有田川町大字奥392番地農事組合法人中辺路ブロイラー生産組合

和歌山県田辺市中辺路町栗栖川76番地の1 農事組合法人和之郷

和歌山県田辺市芳養町3216番地の19

農事組合法人竹原農園

和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原61番地